主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人樋口光善作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

控訴理由第一、法令適用の誤の主張について。

論旨は要するに、原判決は判示第二の所為を窃盗罪に該るものとし、また判示第三の(一)乃至(三)の各所為を窃盗未遂罪に該るものとしたが、それらの事実関係によれば、郵便物の包紙に対する私文書変造罪と郵便物に対する詐欺罪乃至詐欺未遂罪を以下、商者は牽連犯の関係に立つて、詐欺罪乃至詐欺未遂罪を以断せらるべきであり、仮に原判示第三の(一)乃至(三)の各所為が詐欺未遂罪により処断せらるべきでないとしても、郵便物が被告人の自宅に配達されたときかより処断せらるべきでないとしても、郵便物が被告人の自宅に配達されたときかり、仮に近接した状態に至つたときに初めて窃盗の着手があつたものと考えるで、原判示第三の(一)乃至(三)の事実関係のもとでは窃盗の予備行為があった。以上の点において原判決により未だ窃盗の着手があったものとはいえず、以上の点において原判決により未だ窃盗の着手があったものとはいえず、以上の点において原判決にに判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤があつて破棄を免れないとに帰する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 松本勝夫 判事 石渡吉夫 判事 深谷真也)